

事務事業シート(実施計画事前基礎シート)

(H.25)No.	1084	(H.24)No.	1084
-----------	------	-----------	------

事務事業名	環境対策一般経費		
担当部局名	担当室名	室長名	
生活環境部	環境対策室	藤野 泰司	

会計区分	事業コード	253001
一般会計	(中事業名)	予算書事業名
款	衛生費	環境対策費
項	保健衛生費	(小事業名)
目	環境対策費	環境対策一般経費

1. 事務事業の位置付け

総合計画	政策	2	美しい自然に包まれた、憩いと潤いのある暮らし
	基本政策	1	良好な地域環境づくり
	施策	1	環境保全
	小施策	2	地域環境の保全
重点施策コード			

2. 事務事業の概要

事業目的(めざす効果)
大気や河川などの広い範囲から地域などの身近な範囲まで良好な生活環境を確保する。
事業内容
・住宅団地のあき地の所有者に対し雑草の除去等、適正な管理を指導。 ・空き家の所有者に対し適正な管理を指導 ・工場・事業所への公害防止関係法令や公害防止協定の遵守についての啓発。 ・市民、事業所、行政全体でCO2消費量の削減や省エネルギーに取り組む。

3. 総合計画の目標達成に向けた主な事業の実績・計画

	H.24年度(事業量・取組実績)	H.25年度(事業量・取組計画)
主な事業の実績・計画	・快適環境審議会開催 4回 259千円 ・自動車騒音常時監視業務 681千円 ・大気水質調査 19箇所 361千円 ・災害等廃棄物処分 3092千円 ・環境行事(物貸与等) 17回 他	・快適環境審議会開催 2回 154千円 ・あき地の雑草対策代執行(委託料) 10件 525千円 ・交通騒音常時監視業務、大気水質等調査 1,417千円 ・騒音計等計測機器検定手数料 30千円 ・災害廃棄物処理費 1,000千円 ・放置車両撤去費用 104千円 ・環境行事15回 42千円

H.26年度(事業計画)	H.27年度(事業計画)	H.28年度(事業計画)
・あき地、空き家の適正管理指導 ・大気水質等の環境調査・環境行事 ・地球温暖化防止対策	・あき地、空き家の適正管理指導 ・大気水質等の環境調査・環境行事 ・地球温暖化防止対策	・あき地、空き家の適正管理指導 ・大気水質等の環境調査・環境行事 ・地球温暖化防止対策

	H.24年度(決算見込)	H.25年度(作成時予算額)	H.26年度(計画予算)	H.27年度(計画予算)	H.28年度(計画予算)
直接事業費	5,316千円	3,817千円	3,713千円	3,713千円	3,713千円
内訳(千円)					
国・県支出金					
地方債					
その他()	23	548	548	548	548
一般財源	(0) 5,293	3,269	3,165	3,165	3,165
人工数					
職員	1.20人	1.20人	1.22人	1.20人	1.20人
臨時職員等	0.56人	0.44人	0.44人	0.44人	0.44人
概算人件費	(0千円) 10,192千円	9,988千円	10,142千円	9,988千円	9,988千円
+ 総事業費	(0千円) 15,508千円	13,805千円	13,855千円	13,701千円	13,701千円

4. 担当室による事務事業の点検 (*点検等による成果向上や見直しが困難な事業(法令等による義務的経費、災害復旧等緊急事業などは点検対象外)

考察(H.24年度の取組評価、課題)	今後の対応方針(課題解決への取組、工夫・改善の内容)
平成24年度より、空き家の適正管理に関する条例が施行されたことにより、条例に基づく適正管理指導を実施し、雑草や庭木の管理については成果を上げることができたが、危険家屋については解決に至らない事案もあった。	条例や関係法令の適正な運用により、問題解決を図る。

点検項目	内容(施策達成への貢献内容、連携・協働の実践・検討内容)
(1) 事業内容や取組成果は、総合計画の施策達成に貢献しているか B(いずれかの施策指標達成に貢献又は基本方針達成に貢献)	環境状況を調査、対応することにより、生活環境の保全を図ることができた。
(2) 地域づくり組織、市民活動団体等との連携・協働は図れないか 実践している(実践内容を記載)	あき地・空き家の適正管理指導を一部地域と協働で行っている。

5. 今後の方向性(担当室による内部評価)

[選択肢] 継続(改善)、継続(現行)、継続(拡大)、継続(縮小)、統合検討、休止検討、廃止検討、事業完了(予定含む)	継続(改善)
具体的な見直し内容・検討内容、継続の理由	6. 事務事業の取組に関する主な市の計画 なばり快適環境プラン
関係法令を研究することにより、的確な運用方法を実施する。 また、必要に応じて条例改正も検討する。	